

令和5年度

普通会計決算見込みの概要について

佐賀県総務部財政課

令和6年9月

1 決算規模

(単位：百万円、%)

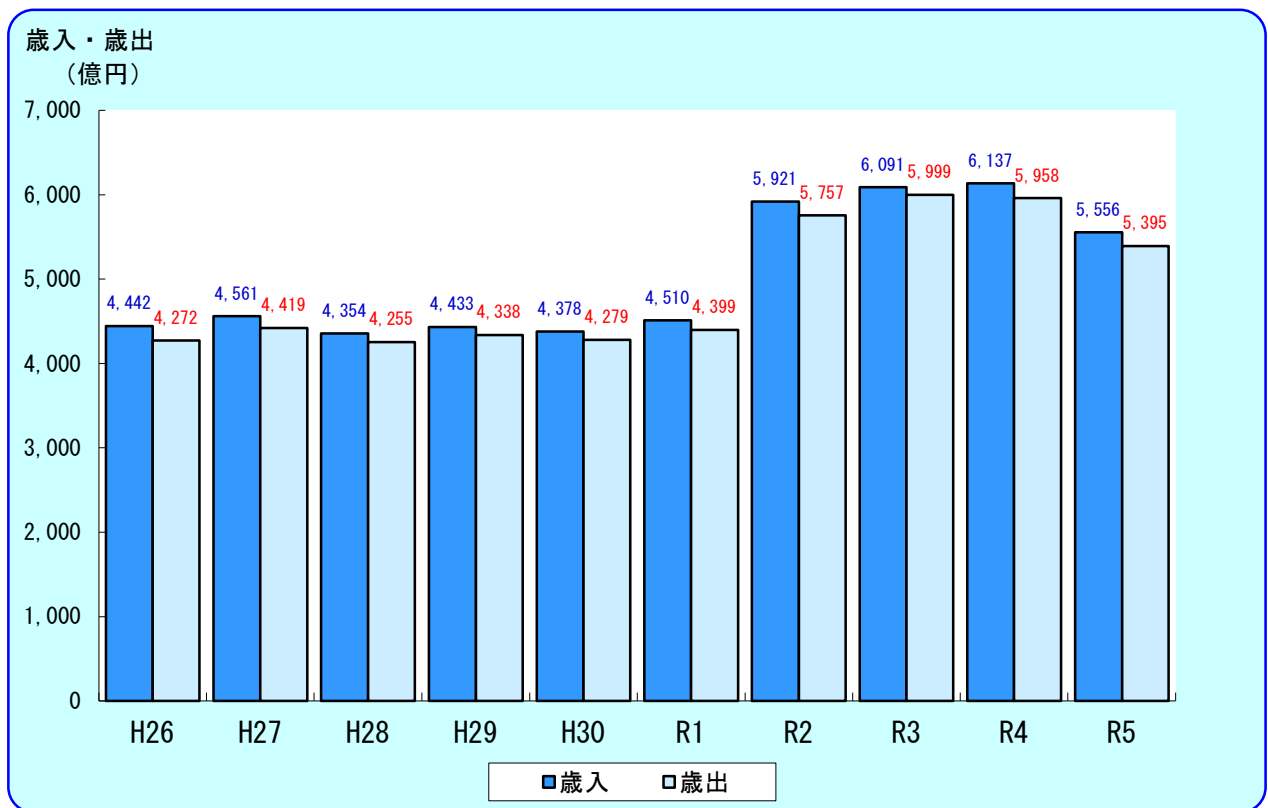
区分	令和5年度	令和4年度	増減額(率)
歳入決算額	555,571	613,699	(△ 9.5) △ 58,128
歳出決算額	539,531	595,781	(△ 9.4) △ 56,250
歳入歳出差引額	16,040	17,918	△ 1,878
翌年度に繰り越すべき財源	6,401	6,837	△ 436
実質収支	9,639	11,081	△ 1,441
単年度収支	△ 1,441	9,682	△ 11,123
実質単年度収支	△ 1,624	8,976	△ 10,600

令和5年度の普通会計決算は歳入が5,555億71百万円、歳出が5,395億31百万円で、歳入歳出差引額から公共事業等繰越による翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は、96億39百万円の黒字で、昭和51年度以降、48年連続の黒字となった。

この実質収支から、前年度の実質収支110億81百万円を差し引いた単年度収支は、14億41百万円の赤字となった。

※ 令和5年度決算における単年度収支は、令和5年度の実質収支と令和4年度の実質収支との差である。

過去10年間の決算規模の推移



※各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであるため、その内訳は合計と一致しない場合がある

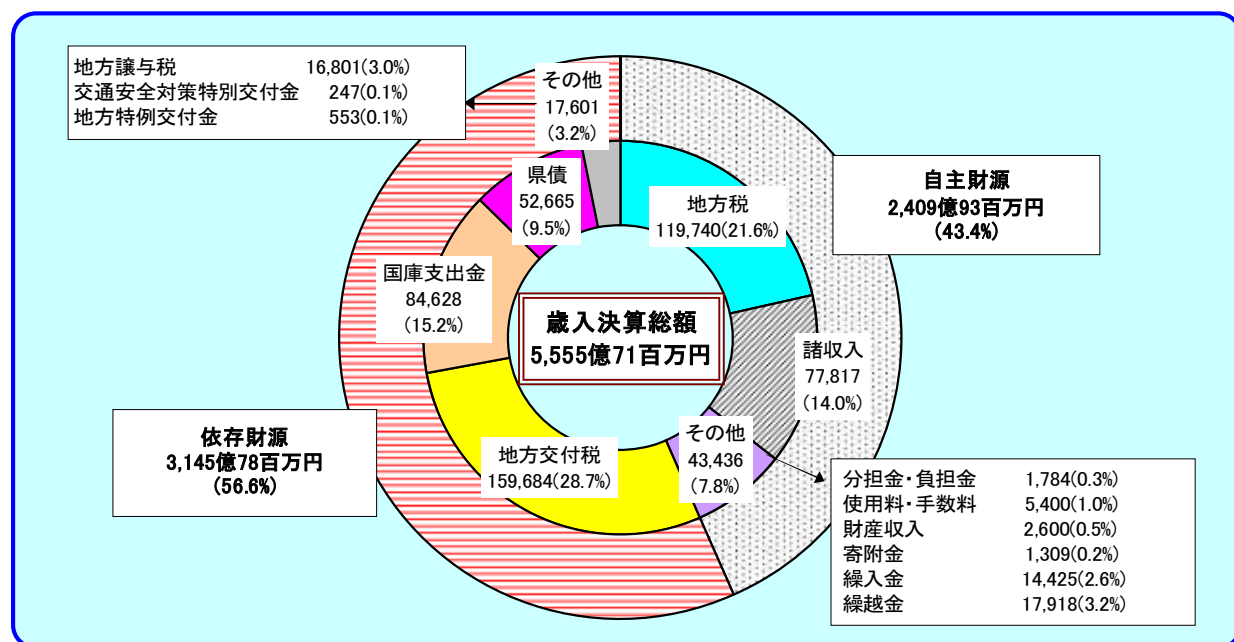
2 歳入

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	決算額	増減率	決算額	増減率	決算額	増減率	増減額
地 方 税	113,716	6.1	118,994	4.6	119,740	0.6	746
地 方 譲 与 税	14,686	10.2	16,732	13.9	16,801	0.4	69
地 方 特 例 交 付 金	549	△ 2.1	563	2.6	553	△ 1.8	△ 10
地 方 交 付 税	164,226	10.4	159,157	△ 3.1	159,684	0.3	527
交通安全対策特別交付金	333	△ 6.7	286	△ 14.1	247	△ 13.6	△ 39
分 担 金 及 び 負 担 金	1,925	△ 18.7	2,081	8.1	1,784	△ 14.3	△ 297
使 用 料 及 び 手 数 料	5,566	△ 0.9	5,514	△ 0.9	5,400	△ 2.1	△ 114
国 庫 支 出 金	115,028	1.8	122,856	6.8	84,628	△ 31.1	△ 38,228
財 産 収 入	1,163	38.8	1,176	1.1	2,600	121.1	1,424
寄 附 金	1,234	3.6	1,481	20.0	1,309	△ 11.6	△ 172
繰 入 金	10,694	△ 17.7	15,331	43.4	14,425	△ 5.9	△ 906
繰 越 金	16,390	47.8	9,240	△ 43.6	17,918	93.9	8,678
諸 収 入	82,242	△ 12.3	83,411	1.4	77,817	△ 6.7	△ 5,594
県 債	81,373	0.3	76,876	△ 5.5	52,665	△ 31.5	△ 24,211
うち臨時財政対策債	15,852	17.6	3,900	△ 75.4	1,517	△ 61.1	△ 2,383
合 計	609,125	2.9	613,699	0.8	555,571	△ 9.5	△ 58,128

主な増減

- 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の減等により、前年度より△382億28百万円の減
- 財産収入 県有地売却等により、前年度より14億24百万円の増
- 繰入金 土地開発基金、地域医療介護総合確保基金からの繰入の減等により、前年度より△9億6百万円の減
- 繰越金 前年度決算剰余金の増により、前年度より86億78百万円の増
- 諸収入 貸付金元利収入(中小企業事業資金)の減等により、前年度より△55億94百万円の減
- 県債 一般単独事業債の減等により、前年度より△242億11百万円の減



※各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであるため、その内訳は合計と一致しない場合がある

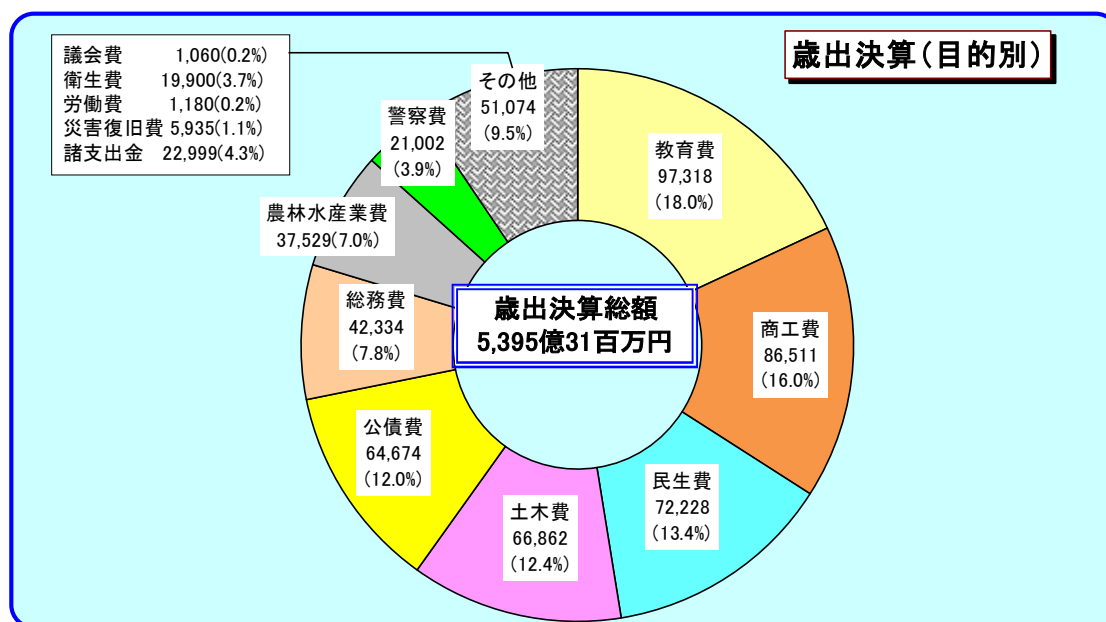
3 目的別歳出

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	決算額	増減率	決算額	増減率	決算額	増減率	増減額
議 会 費	988	△ 4.2	1,032	4.5	1,060	2.7	28
総 務 費	44,561	7.4	34,966	△ 21.5	42,334	21.1	7,368
民 生 費	74,259	△ 0.8	72,263	△ 2.7	72,228	0.0	△ 35
衛 生 費	40,889	36.9	38,791	△ 5.1	19,900	△ 48.7	△ 18,891
労 働 費	1,219	△ 9.7	1,270	4.2	1,180	△ 7.1	△ 90
農 林 水 産 業 費	35,323	0.8	38,877	10.1	37,529	△ 3.5	△ 1,348
商 工 費	105,028	△ 1.6	103,838	△ 1.1	86,511	△ 16.7	△ 17,327
土 木 費	67,136	△ 2.8	67,762	0.9	66,862	△ 1.3	△ 900
警 察 費	20,263	△ 1.9	21,076	4.0	21,002	△ 0.4	△ 74
教 育 費	118,785	9.7	123,688	4.1	97,318	△ 21.3	△ 26,370
災 害 復 旧 費	7,883	9.0	7,428	△ 5.8	5,935	△ 20.1	△ 1,493
公 債 費	61,401	1.4	62,052	1.1	64,674	4.2	2,622
諸 支 出 金	22,150	13.4	22,737	2.7	22,999	1.2	262
合 計	599,885	4.2	595,781	△ 0.7	539,531	△ 9.4	△ 56,250

主な増減

- 総務費 財政調整基金、退職手当基金への積立金の増等により、73億68百万円の増
- 衛生費 新型コロナウイルス感染症対応医療提供体制強化事業費の減等により、△188億91百万円の減
- 農林水産業費 佐賀県食肉センター施設整備整備費、さが園芸生産888億円推進事業費の減等により、△13億48百万円の減
- 商工費 中小企業事業資金貸付金、経営支援緊急対策事業費の減等により、△173億27百万円の減
- 教育費 SAGAサンライズパーク整備事業費、退職手当の減等により、△263億70百万円の減
- 災害復旧費 農地等施設災害復旧費の減等により、△14億93百万円の減
- 公債費 一般単独事業債、臨時財政対策債の償還の増等により、26億22百万円の増



※各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであるため、その内訳は合計と一致しない場合がある

4 性質別歳出

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	決算額	増減率	決算額	増減率	決算額	増減率	増減額
義務的経費	197,715	0.7	200,831	1.6	197,613	△ 1.6	△ 3,218
人件費	123,105	△ 0.7	123,936	0.7	119,657	△ 3.5	△ 4,279
扶助費	13,211	11.2	14,845	12.4	13,284	△ 10.5	△ 1,561
公債費	61,399	1.4	62,050	1.1	64,672	4.2	2,622
投資的経費	135,787	7.1	139,818	3.0	107,970	△ 22.8	△ 31,848
普通建設事業費	127,903	6.9	132,390	3.5	102,035	△ 22.9	△ 30,355
うち補助事業費	63,524	6.4	62,670	△ 1.3	56,657	△ 9.6	△ 6,013
うち単独事業費	56,056	10.2	62,824	12.1	38,063	△ 39.4	△ 24,761
災害復旧費	7,883	9.0	7,428	△ 5.8	5,935	△ 20.1	△ 1,493
その他の経費	266,383	5.5	255,131	△ 4.2	233,948	△ 8.3	△ 21,183
うち物件費	23,480	18.7	27,331	16.4	23,841	△ 12.8	△ 3,490
うち維持補修費	2,291	8.2	2,301	0.4	2,363	2.7	62
うち補助費等	138,165	18.1	132,551	△ 4.1	115,404	△ 12.9	△ 17,147
うち積立金	21,984	6.8	12,152	△ 44.7	16,542	36.1	4,390
うち貸付金	74,923	△ 14.5	75,237	0.4	69,877	△ 7.1	△ 5,360
合 計	599,885	4.2	595,781	△ 0.7	539,531	△ 9.4	△ 56,250

主な増減

◎義務的経費

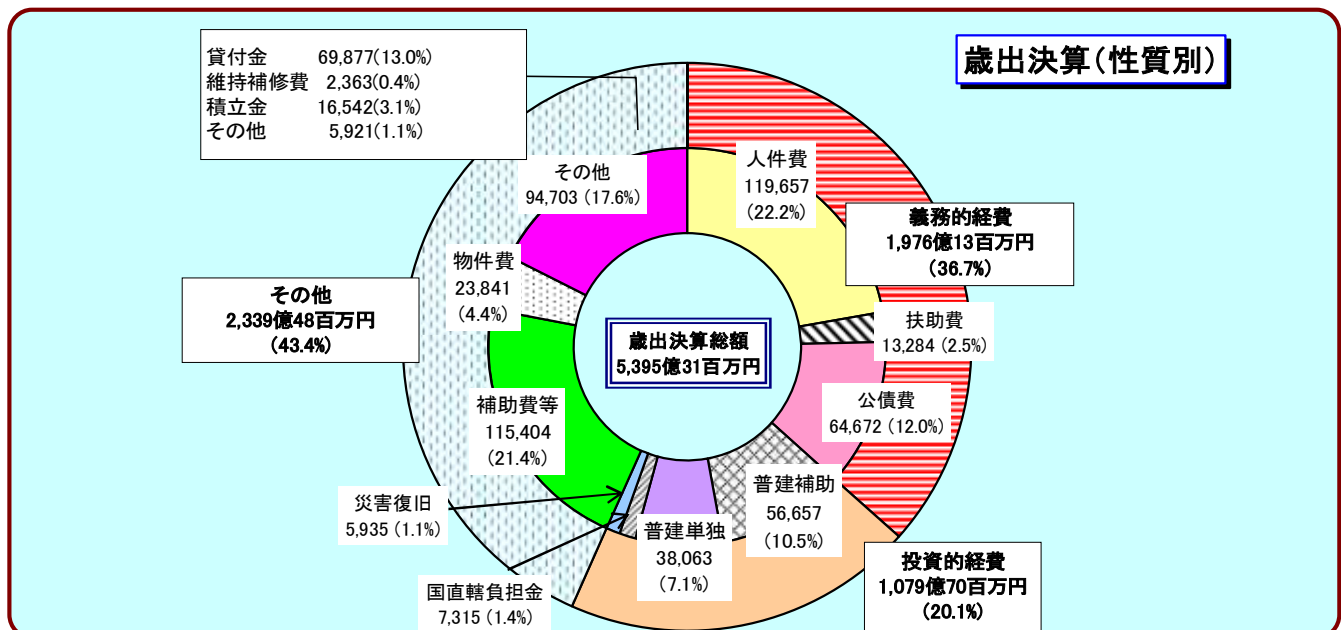
- 人件費 退職手当、共済組合負担金の減等により、△42億79百万円の減
- 扶助費 新型コロナウイルス感染症行政検査事業費、新型コロナウイルス感染症患者入院医療費の減等により、△15億61百万円の減
- 公債費 一般単独事業債、臨時財政対策債の償還の増等により、26億22百万円の増

◎投資的経費

- 普通建設補助 道路整備交付金事業費、道路改良費の減等により、△60億13百万円の減
- 普通建設単独 SAGAサンライズパーク整備事業費、企業立地補助金の減等により、△247億61百万円の減
- 災害復旧費 農地等施設災害復旧費の減等により、△14億93百万円の減

◎その他の経費

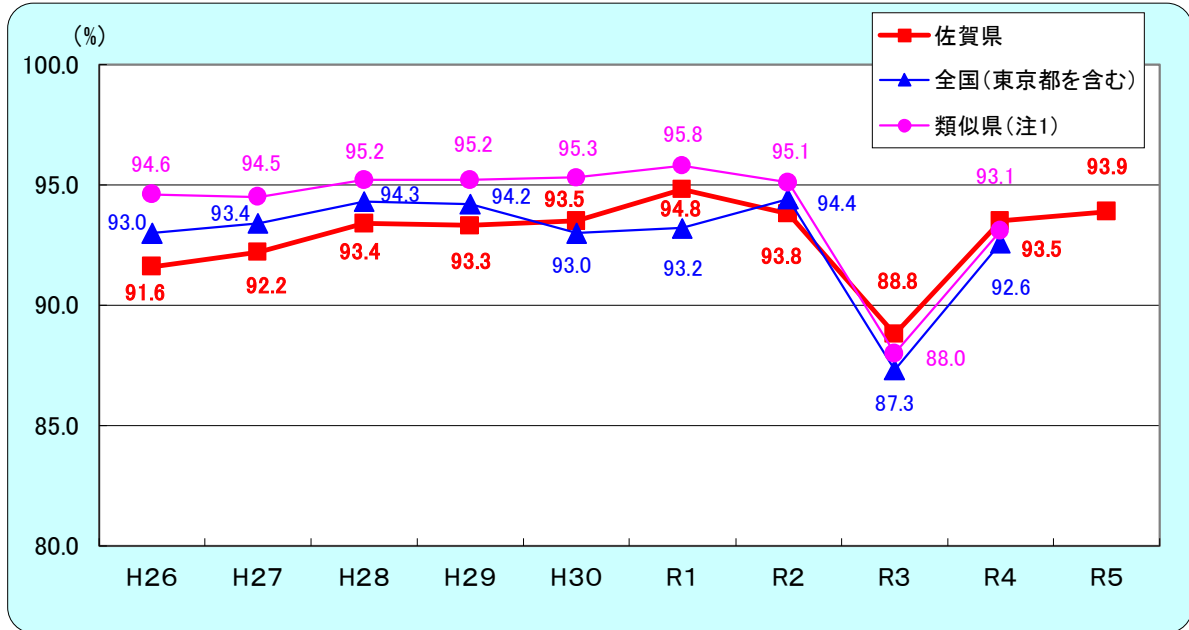
- 物件費 新型コロナウイルス感染症対応医療提供体制強化事業費の減等により、△34億90百万円の減
- 補助費等 新型コロナウイルス感染症対応医療提供体制強化事業費、観光連盟補助金の減等により、△171億47百万円の減
- 積立金 財政調整基金、退職手当基金への積立金の増等により、43億90百万円の増
- 貸付金 中小企業事業資金貸付金の減等により、△53億60百万円の減



※各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであるため、その内訳は合計と一致しない場合がある

5 主な財政指標の状況

(1) 経常収支比率



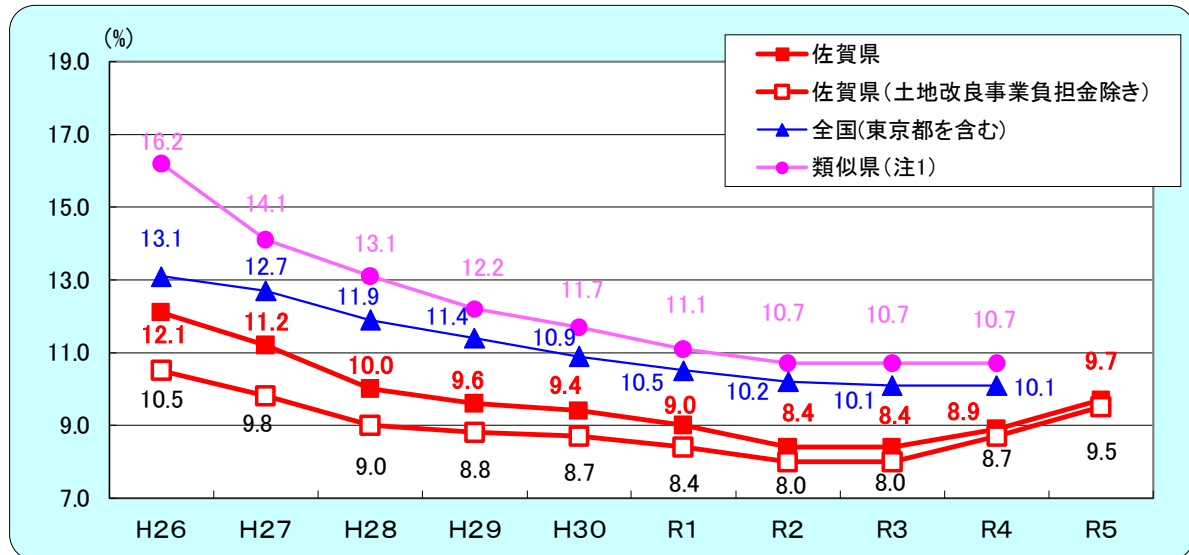
・経常収支比率は財政構造の弾力性を示す指標で、数値が低いほど、新たな財政需要に柔軟に対応する余地がある。

・令和5年度は普通交付税等(注2)の減、社会保障関係経費の増等により0.4ポイント増加し93.9%となった。

注1: 類似県とは、財政力指数が類似する県

注2: 普通交付税等とは、普通交付税と臨時財政対策債の合計。

(2) 実質公債費比率



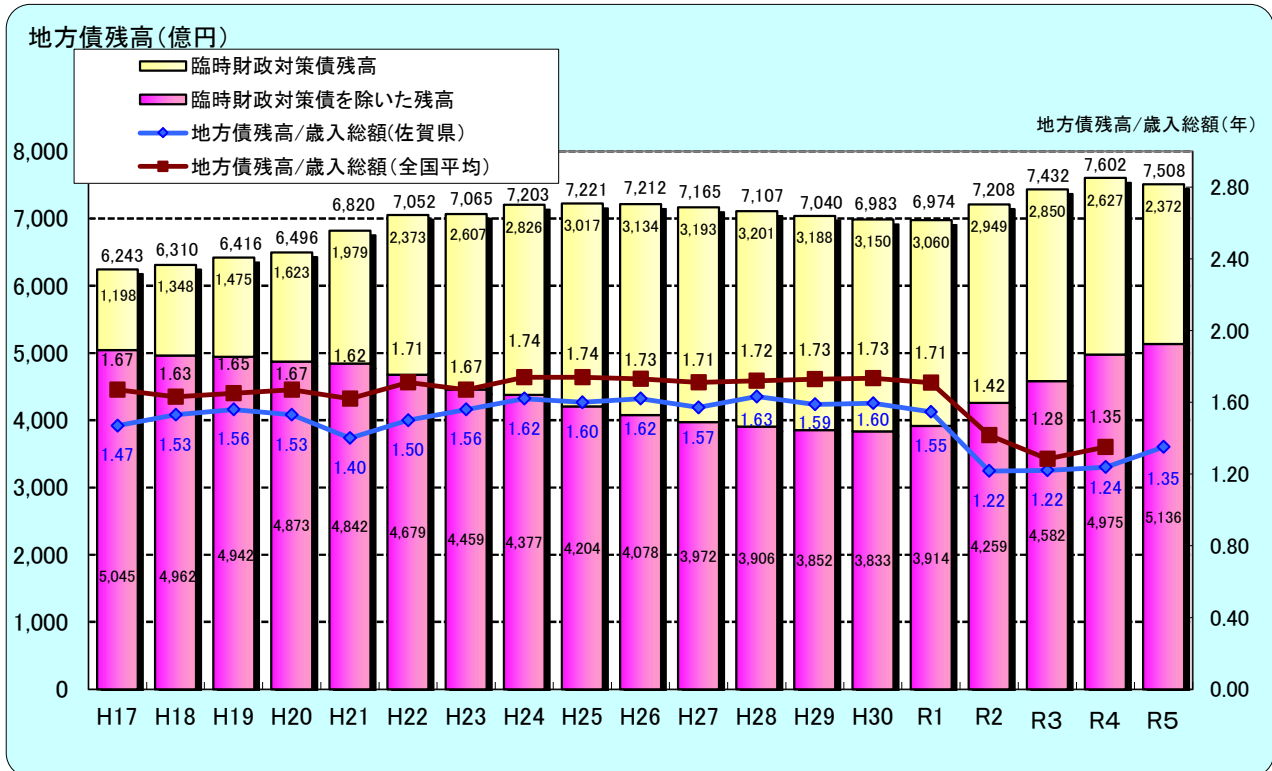
・実質公債費比率は、公債費だけでなく、債務負担行為のうち地方債の元利償還に準じるものや公営企業債の返済に充てた繰出金なども借入金返済として算定する。比率が18%以上となると、起債において国の許可が必要となる。

・令和5年度は、過去に発行した財源対策債(交付税措置率50%)等の償還が低減する一方で、単独事業債(交付税措置なし)等の償還が大きくなっていることにより、0.8ポイント増加し9.7%となった。

※各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであるため、その内訳は合計と一致しない場合がある

6 地方債残高及び基金残高の状況

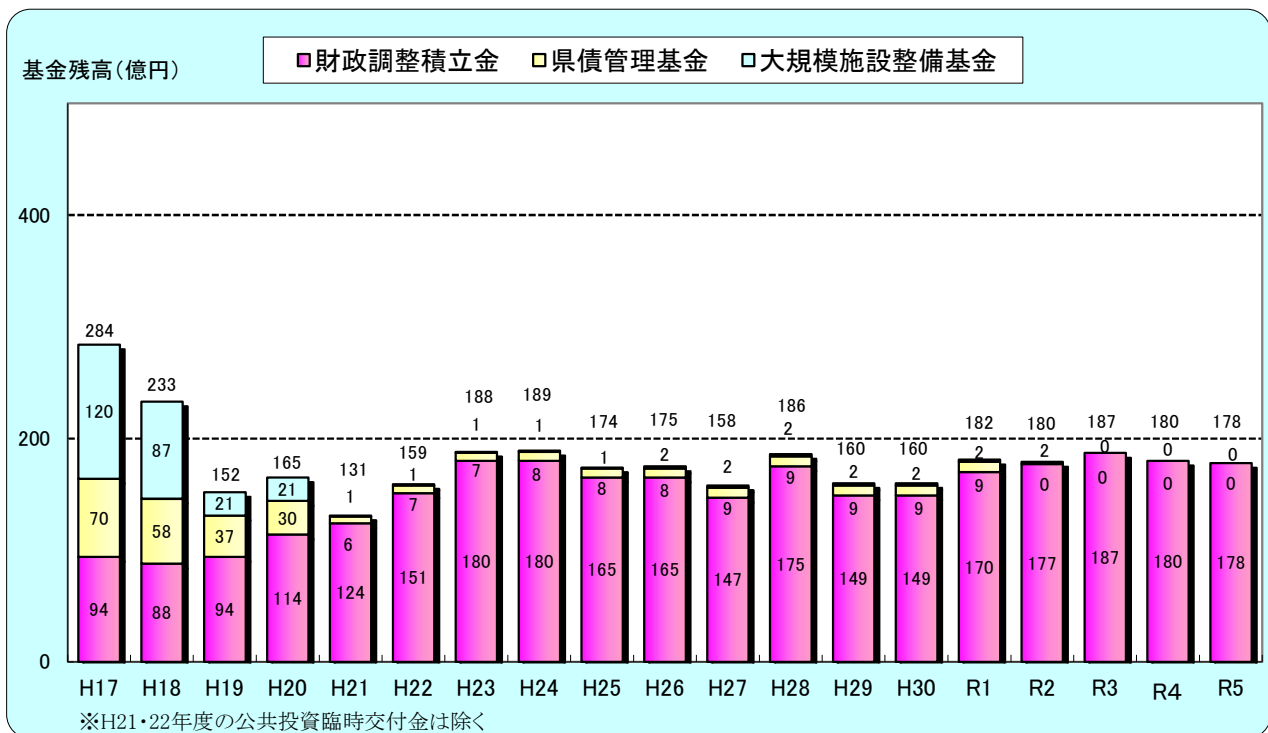
(1) 地方債残高の推移



・令和5年度末残高は前年度より94億円減少し、7,508億円となった。臨時財政対策債を除いた地方債残高は5,136億円で、前年度より161億円増加している。また、普通交付税の振り替えである臨時財政対策債の残高は2,372億円で、平成28年度まで増加が続いていたが、平成29年度以降減少している。

・令和5年度の歳入総額に占める地方債残高の割合は、歳入が減少したことにより0.1ポイント増加し1.35となっており、令和4年度の全国平均1.35と同水準となっている。

(2) 財政調整積立金の推移



・令和5年度の財政調整積立金の残高は、前年度から2億円減少している。

※各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであるため、その内訳は合計と一致しない場合がある

【主要財政指標用語】

指標	算 定 式	備 考
<p style="text-align: center;">経常収支比率</p>	$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額} + \text{減税補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100(\%)$	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政構造の弾力性を判断する比率として使われている。この比率が低いほど新たな行政需要に弾力的に対応できることになり、財政構造に弾力性があると言える。 ・ 臨時財政対策債 … 地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式にかえて、平成13年度から令和7年度の間、地方財政法第5条の特例債として発行されるもの。
<p style="text-align: center;">実質公債費比率</p>	$\frac{(A+B) - (C+D)}{E-D}$ <p>上記算式によって得た比率の過去3年間の平均をいう。</p> <p>A…元利償還金(繰上償還除く) B…地方債の元利償還金に準ずるもの C…元利償還金に充てられる特定財源 D…普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金 E…標準財政規模 (地方特例交付金、地方譲与税及び臨時財政対策債発行可能額を含む)</p>	<p>一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。 平成18年度からの地方債協議制移行に伴い用いられる指標。「元利償還金の水準」を測るため、市場の信頼性や公平性の確保、透明化、明確化等の観点から、起債制限比率について一定の見直しを行ったもの。 以下は、それぞれの比率における許可基準である。</p> <p>① 18%以上25%未満の団体 … 公債費負担適正化計画を策定するものとし、その内容、実施状況等を勘案し、地方債の発行を許可する。</p> <p>② 25%以上35%未満の団体 … 一般単独事業(一般事業、地域活性化事業及び地域再生事業に限る。)及び公共用地先行取得事業が制限される。</p> <p>③ 35%以上の団体 … ②の事業のほか、一般公共事業(災害関連事業を除く)、公営住宅建設事業、教育・福祉施設等整備事業(学校教育施設等整備事業(義務教育諸学校に係るものに限る)及び一般廃棄物処理事業を除く)、一般単独事業(臨時地方道整備、臨時河川等整備及び臨時高等学校整備事業に限る)及び首都圏等整備事業並びに公営企業債のうち普通会計に属する出資金、貸付金及び補助金に係る地方債。</p>